

7.標準単価ファイル

⑦他

a.計算結果(例)

ここからは単価計算後の歩掛りファイルについて確認していきます。
まずは建築工事の「新営単価」と「改修割増単価(執務並行改修)」の違いについて説明します。

「床タイル張り」の場合、改修割増単価ではタイル工や普通作業員といった労務単価の所要量部分が補正されています。

新営単価と改修割増単価の違い

新営単価							改修割増単価								
No.	題目	標準	単位	数量	単価	金額	No.	題目	標準	単位	数量	単価	金額		
	床タイル張り	新築又は修繕工事(床)	100mm角	1		6,720	6,715.32		床タイル張り	新築又は修繕工事(床)	100mm角	1		7,710	7,711.3
01	普通作業員	歩掛り	人	8	1	17.2	61.8	01	普通作業員	歩掛り	人	8	1	17.2	61.8
02	砂	埋目	m ³	0.004	0.7	4,000	4.8	02	砂	埋目	m ³	0.004	0.7	4,000	4.8
03				0.004	0.7	3,700	10.28	03				0.7	3,700	10.28	
04	労務上			0.22	1	20,000	4,400	04	労務上			0.22	1	20,000	5,080
05	普通作業員			0.09	1	16,400	1,476	05	普通作業員			0.09	1	16,400	1,687.4
06	その他			0.10		6,024.10	607.11	06	その他			0.10		6,024.10	607.11
	計						6,715.32		計					7,711.3	

改修割増単価の注釈: 労務単価の所要量部分が補正されます。

公共建築工事積算基準等資料の建築工事編より

「労務の所要量の15%増しを標準とする」と記載されている通り補正をしています。

新営単価と改修割増単価の違い

新営単価							改修割増単価								
(イ) 建築工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の15%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、6市場単価の補正の表A-1による補正率を標準として算定する。 (公共建築工事積算基準等資料より抜粋)															
	床タイル張り	新築又は修繕工事(床)	100mm角	1		6,720	6,715.32		床タイル張り	新築又は修繕工事(床)	100mm角	1		7,710	7,711.3
01	普通作業員	歩掛り	人	8	1	17.2	61.8	01	普通作業員	歩掛り	人	8	1	17.2	61.8
02	砂	埋目	m ³	0.004	0.7	4,000	4.8	02	砂	埋目	m ³	0.004	0.7	4,000	4.8
03				0.004	0.7	3,700	10.28	03				0.7	3,700	10.28	
04	労務上			0.22	1	20,000	4,400	04	労務上			0.22	1	20,000	5,080
05	普通作業員			0.09	1	16,400	1,476	05	普通作業員			0.09	1	16,400	1,687.4
06	その他			0.10		6,024.10	607.11	06	その他			0.10		6,024.10	607.11
	計						6,715.32		計					7,711.3	

続いて電気設備工事の「新営単価」、「改修割増単価(執務並行改修)」、「撤去単価」の違いについて説明します。

EM-CEE ケーブルの場合、改修割増単価では電工の労務単価の所要量部分が補正されています。

新営単価と改修割増単価、撤去単価の違い

新営単価							改修割増単価								
	EM-CEEケーブル	撤去	巻	1		570	569.52		EM-CEEケーブル	撤去	巻	1		570	569.52
01	普通作業員	歩掛り	人	1.3	1	101.3	111.43	01	普通作業員	歩掛り	人	1.3	1	101.3	111.43
02	電工			0.055	1	24,000	254	02	電工			0.055	1	24,000	436.4
03	その他			0.005		111.43	2.31	03	その他			0.005		111.43	2.31
	計						669.26		計					669.26	

改修割増単価の注釈: 労務単価の所要量部分が補正されます。

公共建築工事積算基準等資料の電気設備工事編より
 「労務の所要量の20%増しを標準とする」と記載されている通り補正をしています。

新営単価と改修割増単価、撤去単価の違い

新営単価

品目	標準	単位	数量	単価	金額
電気	0.050	1	24,000	203	4,872

改修割増単価

品目	標準	単位	数量	単価	金額
電気	0.050	1	24,000	203	4,872

(ロ) 電気設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、6市場単価の補正の表E-1による補正率を標準として算定する。
 (公共建築工事積算基準等資料より抜粋)

また、撤去単価では電工の労務の所要量部分を補正します。

新営単価と改修割増単価、撤去単価の違い

新営単価

品目	標準	単位	数量	単価	金額
電気	0.050	1	24,000	203	4,872

撤去単価

品目	標準	単位	数量	単価	金額
電気	0.050	1	24,000	203	4,872

労務単価の所要量部分を補正します。

公共建築工事積算基準の撤去工事より
 「新営工事の労務歩掛りに対する乗率」の通りに補正をしています。

新営単価と改修割増単価、撤去単価の違い

新営単価

品目	標準	単位	数量	単価	金額
電気	0.050	1	24,000	203	4,872

撤去単価

品目	標準	単位	新営工事の労務歩掛りに対する乗率		備考	単価	金額
			再使用しない	再使用する(取外し)			
撤去	電線・ケーブル	m	0.2	0.4	1式	189	189.0
	電線管	m	0.2	0.4		0	0.0
	照明器具	個	0.3	0.4		0	0.0
	配線器具	個	0.3	0.4		0	0.0
	分電盤・端子盤	面	0.2	0.4		0	0.0
	変電機器	個	0.3	0.5		0	0.0
	通信用器具	個	0.3	0.4		0	0.0
	電柱	本	0.3	0.6		0	0.0
	架線	1条	0.2	0.4		0	0.0
	地中線ケーブル	m	0.3	0.6		0	0.0
コンタクトトラフ	m	0.3	0.6	0	0.0		

単価計算のオプションで撤去を選択して計算した場合、材料費は除いて計算します。
 計算した結果、材料の単価及び金額欄は0円となっていますが、正しく計算されています。

新営単価と改修割増単価、撤去単価の違い

新営単価

品目	標準	単位	数量	単価	金額
電気	0.050	1	24,000	203	4,872

撤去単価

品目	標準	単位	数量	単価	金額
電気	0.050	1	24,000	203	4,872

材料の単価、金額は0円となります。